

平成28年度 京都市立下京中学校 「学校いじめ防止基本方針」

～生徒一人ひとりが自己存在感を実感できる学校生活が送れるように～

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取り組みの基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題（＊1）である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護をすることが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

（＊1）国立教育政策研究所の追跡調査では、小4～中3の6年間で、9割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれている（国立教育政策研究所「いじめ追跡調査2010～2012」2013年）

(3) いじめの定義の理解

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめに」当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。（＊2）

（＊2）文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

文部科学省では、（従来）「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に上記のように見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、生徒がいじめを認知しやすいようにしています。しかし、従来の調査基準に見られる、いじめは力の優位—劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘はいじめの本質を的確に突いています（「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省より）

(4) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては「いじめ問題」にはどのような特質があるのかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合には「早期対応」が重要である。以下は教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許されないものである。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 **いじめ対策委員会**

イ 構成員（職名又は校務分掌）

学校長 副校長 教頭 副教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年部長
各学年補導係 養護教諭 教育相談主任 スクールカウンセラー
(必要に応じて 関係機関・地域・PTAと連携する)

ウ 開催時期

月1回（緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

エ 委員会として取り組む内容

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し、推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し、指導・支援を行う。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(2) 生徒指導委員会（補導委員会）週1回

構成員（職名又は校務分掌）

学校長 副校長 教頭 副教頭 生徒指導部長 補導主任
各学年補導係 養護教諭

委員会として取り組む内容

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し、実践する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力の下、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対して指導・支援を行う。

(3) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

4月・7月・12月・3月に行う生徒指導研修会時に実施する。

内容は「下京中学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」

3 基本的施策

いじめ問題について、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、教職員は「いじめはどの学級にも学校にも起こり得る」という認識に立ち、「好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを生まない学級・学校づくり」に取り組む必要がある。以下、具体的な取り組みをここに示す。

(1) 学校におけるいじめの未然防止

互いに認め合い、支え合い、助け合う学級づくり

生徒自身が価値ある存在であり、自分自身を大切に思う「自尊感情」を感じ取れる心の居場所づくりの取り組みを進める。まず、温かい学級経営や教育活動を展開するためには、教職員の共通理解が不可欠である。教職員の何気ない言動が生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合もある。教職員は良きモデルとなり、慕われ、信頼されるように努める。また、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫して、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行う。その中で教職員の温かい声掛けや「認められた」「人の役に立った」という経験は自己肯定感の高揚につながり、生徒を成長させる。

ア 授業改善

・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。

・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

イ 道徳教育

生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進委員会を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基盤となる道徳的資質を培うため特段年3回、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。

また、休日参観や公開授業において道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

ウ 体験活動

職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

エ 生徒が自主的に行う活動

- ・生徒会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高め自己実現につなげる取り組みを推進する。
- ・12月の人権週間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガンを作成する。また、小中一貫の取り組みとして「心の輪キャンペーン」活動の充実。
- ・地域・PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。

オ 生徒へのはたらきかけ

京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言に基づく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

カ 保護者の啓発

- ・「子どもと共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には「いじめられていないか?」と同等、「他の子どもをいじめていないか?」の家庭・地域での声掛けを生み出していけるようにする。
- ・「下京中学校ブロック小中一貫ニュース」をもとに保護者と規範意識の向上やいじめについての理解を共有する。

キ その他

学校評価アンケート・クラスマネジメントシートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒の些細な変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。
- ・日常の生徒観察に加えいじめに関するアンケート、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート）を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景を探り早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2～3回（3年は2回）の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し、適宜適量な支援・指導を行う。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを6月、無記名アンケートを12月に実施。また、クラスマネジメントシートを年3回（3年は2回）実施し、活用していく。
- ・学校評価の生徒によるアンケート（記名式）において「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

- ・6月と10月に「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、その後の生徒の観察に努め、必要に応じて個々に相談・支援活動を行う。また、それが指導すべきものかどうか、学年や生徒指導部との連携を図り、その保護者と連携をとっていくなど迅速な対応を行っていく。
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談

ウ その他

- ・登下校・休み時間・掃除中など校内外巡視による生徒の様子を観察していく。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。

4 いじめが起こったときの措置

(1) 基本的な考え方

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消した事案についても、学校組織として把握し、（いじめの認知）、解決に向けた取り組みを行う。

いじめに対する処置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

(2) いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの生徒への関わりを把握する。
- ・被害生徒への支援、加害生徒への指導体制をとる。
- ・被害及び加害生徒の保護者に連絡すると共に、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害生徒及び保護者への支援を行う。
- ・加害生徒及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては警察にも連絡を入れる。

(3) ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持ち込みと使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性は勿論のこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人への中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導（社会科・技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議
 - ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - ③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があつたとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取り組みの推進

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査への協力。

6 関係機関との連携

ア 関係機関との連携の推進に向けて

- ・下京中学校PTAとの連携の下、いじめ問題や「下京中学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害生徒・被害生徒の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソポーターとの連携を密にしておく。

組織的ないじめ対応の流れ

いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- 生命尊重と人権尊重の態度の育成
- 生徒会活動を通じた自己指導力の育成
- 非行防止教室の実施
- 家庭・地域・関係機関との連携強化

いじめの情報



情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域、その他から「組織※注」に情報を集める。
- いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。

指導・支援体制を組む

- 「組織」で指導・支援体制を組む
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)



関係機関

子どもへの指導・支援

- いじめられた生徒に信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人々等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者と連携する

- つながりの教員を中心に、即日、関係生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い事実関係を伝えるとともに今後の学校との連携方法について話し合う。

(注) : 「組織」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校的管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

今後の対応

- 継続的な指導や支援を行う。
- スクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアを行う。

- 臨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応。
- 常に状況把握に努める。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	取組		
	防止対策	早期発見	職員会議等
4	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・学習の作法指導 ・道徳「A-（1）」 ・生徒会オリテ・歓迎会 ・家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート（わたしの毎日）実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会会議 ・生徒指導研修会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・道徳「B-（6）」 ・3年修学旅行 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会会議
6	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスクール（休日参観） ・生徒総会・人権学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート実施① ・教育相談 ・いじめに関するアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会会議
7	<ul style="list-style-type: none"> ・命プロジェクト ・ケータイ教室 ・夏補習 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会 ・非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会会議 ・生徒指導研修会 ・支部研究授業
8			<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会会議 ・小中一貫夏季生徒指導研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳「C-（15）」 ・公開授業週間 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会会議 ・公開授業週間
10	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱コンクール ・体育大会 ・文化祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、個人相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会会議
11	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会会議 ・公開授業週間 ・研究授業発表会
12	<ul style="list-style-type: none"> ・冬補習 ・人権学習 ・全校道徳 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会 ・学校評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研修会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・命プロジェクト ・道徳「D-（19）」 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート②実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会会議
2	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（必要に応じて） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会会議
3	<ul style="list-style-type: none"> ・学級のまとめ 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会会議 ・生徒指導研修会

月	取組		
	第1学年	第2学年	第3学年
4	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・道徳「A-（1）」 ・家庭訪問週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・道徳「B-（9）」 ・家庭訪問週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・道徳「B-（9）」 ・家庭訪問週間 ・修学旅行取組
5	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・クラスマネジメントシート① ・道徳「C-（11）」 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・クラスマネジメントシート① ・道徳「B-（6）」 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・クラスマネジメントシート① ・道徳「C-（11）」
6	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスクール (休日参観)(公開道徳) ・生徒総会 ・教育相談 ・人権学習 ・いじめに関するアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスクール (休日参観)(公開道徳) ・生徒総会 ・教育相談 ・人権学習 ・いじめに関するアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスクール (休日参観)(公開道徳) ・生徒総会 ・教育相談 ・人権学習 ・いじめに関するアンケート
7	<ul style="list-style-type: none"> ・命プロジェクト ・ケータイ教室 ・三者懇談 ・夏補習(夏季休業中) ・支部授業研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・命プロジェクト ・ケータイ教室 ・三者懇談 ・夏補習(夏季休業中) ・支部授業研修会 ・非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・命プロジェクト ・ケータイ教室 ・三者懇談 ・夏補習(夏季休業中) ・支部授業研修会
8	・夏補習(夏季休業中)	・夏補習(夏季休業中)	・夏補習(夏季休業中)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳「C-（15）」 ・学校祭取組み 【学級集団づくり】 ・公開授業週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳「C-（15）」 ・学校祭取組み 【学級集団づくり】 ・公開授業週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳「C-（15）」 ・学校祭取組み 【学級集団づくり】 ・公開授業週間
10	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱コンクール ・体育の部 ・文化の部 ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱コンクール ・体育の部 ・文化の部 ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱コンクール ・体育の部 ・文化の部 ・教育相談週間
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート ・生徒会アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート ・生徒会アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート ・生徒会アンケート
12	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・全校道徳 ・三者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・全校道徳 ・三者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・全校道徳 ・三者懇談
1	<ul style="list-style-type: none"> ・命プロジェクト ・道徳「D-（9）」 ・クラスマネジメントシート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・命プロジェクト ・道徳「D-（22）」 ・クラスマネジメントシート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・命プロジェクト ・道徳「A-（5）」 ・クラスマネジメントシート②
2	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・教育相談(必要に応じて) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・教育相談(必要に応じて) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習
3	・学級のまとめ	・学級のまとめ	・学級のまとめ

月	取組		
	学級づくり・生徒会	授業改善・道徳教育	啓発活動
4	・学級開き ・生徒会オリ・歓迎会 ・家庭訪問週間	・学習の作法指導 ・道徳「A-（1）」 「B-（9）」	
5	・クラスマネジメントシート①	・道徳「B-（6）」 「C-（11）」	・部活動保護者会
6	・オープンスクール (休日参観・公開道徳) ・生徒総会 ・教育相談 ・人権学習 ・いじめアンケート	・オープンスクール (休日参観・公開道徳)	・オープンスクール (休日参観) ・生徒総会 ・教育相談
7	・命プロジェクト ・三者懇談 ・夏補習(夏季休業中)	・夏補習(夏季休業中) ・支部授業研修会	・命プロジェクト ・ケータイ教室 ・三者懇談 ・夏補習(夏季休業中) ・非行防止教室
8	・夏補習(夏季休業中)	・夏補習(夏季休業中)	・夏補習(夏季休業中)
9	・学校祭取組み 【学級集団づくり】	・道徳「C-（15）」	
10	・合唱コンクール ・体育の部 ・文化の部 ・教育相談週間		
11	・いじめアンケート ・生徒会アンケート	・公開授業週間	・公開授業週間
12	・人権学習 ・三者懇談 ・冬期休業	・人権学習 ・冬期休業	・人権学習 ・三者懇談
1	・命プロジェクト ・全校道徳 ・クラスマネジメントシート②	・命プロジェクト ・全校道徳 ・道徳「A-（5）」 「D-（19）」 「D-（22）」 ・いじめアンケート	・命プロジェクト ・全校道徳
2	・人権学習 ・教育相談(必要に応じて)	・人権学習 ・教育相談(必要に応じて)	・人権学習
3	・学級のまとめ	・学級のまとめ	・学級のまとめ